

申込締切日 **8月31日(木)** ※当日消印有効

第
6
回

秩父別産新米普及 マラソン大会

収穫の秋、暑寒別岳の景観を眺めながら爽快なレースを楽しみませんか。
完走者には「秩父別産新米おにぎり」をプレゼント！

2017.10.8 **SUN** **AM10:00START**
(日曜日) ローズガーデンちっぷべつ出発 

種目 **10km・5km・3km・1km**

参加料 一般(高校生) **3,000円**

小学生・中学生 **1,000円**
(町内在住の場合 500円)

親子ペア(1組) **3,000円**
(町内在住の子どもと参加する場合 2,250円)



ゲストランナー
弘山晴美さん

参加賞 秩父別産新米

ゆめぴりか 2kg
秩父別町特産品 他

日本の米づくり100選の地

入賞商品 **秩父別産
新米ゆめぴりか他**



競技終了後、旅行券・新米等を景品としたお楽しみ抽選会を行います!!

お問合せ先

秩父別産新米普及マラソン大会実行委員会

〒078-2102 雨竜郡秩父別町2条1丁目 秩父別町ファミリースポーツセンター内
秩父別町教育委員会 (平日9:00~17:00)
TEL 0164-33-2555 FAX 0164-33-3549
秩父別町ホームページ <http://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp/>



Sportsnavi Do

T-POINT Tポイントが貯まる!

※Yahoo! JAPAN IDで
エントリーできます



犬の飼い主のマナー



●フンの放置

フンの放置は、通行する人や近所にとって大変迷惑になります。

犬のフンの片付けは飼い主の最低限のマナーです。

散歩中はスコップや袋を持ち歩き、フンは必ず持ち帰ってください。



また、散歩中はオシッコをさせる場所にも気を使い、迷惑な場所でオシッコをしてしまった場合には、水で洗い流すなどの後始末をしましょう。

●ノーリード

道路や公園などの場所で犬を放すことは、他人に迷惑を与えるおそれがあります。

どんなにおとなしい犬でも、何かの拍子に驚いて逃げ出したり、人や他の犬にかみついてしまうおそれもあります。犬が苦手な方もいますので、必ずリード等をつけて散歩しましょう。

●散歩中のケータイ操作

ケータイを操作しながら散歩することで視野が狭くなり、散歩をしている犬だけではなく、周りの人や物に十分な注意ができなくなってしまいます。転倒や衝突といった思わぬ事故を未然に防ぐためにも散歩中のケータイ操作は絶対に行わないようにしましょう。

◆ 名札・犬鑑札の装着をしましょう。

名札に飼い主の電話番号を記入するなど、万一迷子になってしまった際、すぐに飼い主のもとに戻れるようにしましょう。

猫の飼い主のマナー

●フンの放置

猫を屋外で放し飼いになると、近所でフン尿をしたり、車に傷をつけたり、ごみを散らかしたりと、周囲に迷惑をかけることがあります。

特に、猫のフン尿は悪臭を放つため、周囲に多大な迷惑をかけてしまいます。

猫は、室内でも上下運動ができれば満足して過ごすことができます。

室内につめとぎを設置するほか、フン尿は室内の決まった場所でするようにしつけるなど、他人に迷惑をかけないように、周りに配慮しましょう。

●避妊・去勢手術をしましょう

避妊・去勢手術は、望まない妊娠を防ぎ、不幸な子猫や野良猫を増やさないことにつながります。



◆ 野良猫にえさを与えない！

野良猫にえさを与えることは、野良猫による被害が増え、近所の住民に大変迷惑になります。「かわいそう」とか「野良猫に罪はないのだから」といった一時的な感情でえさを与えないようにしましょう。

ペットも地域社会の一員です。
ペットを地域の嫌われ者にならないことも、飼い主として大切な愛情のひとつです。

ペットの飼育マナーを守る

お問い合わせ

住民課総合窓口グループ 電話 33-2111 (内線43)

平成29年度 医療給付事業のお知らせ

秩父別町と北海道は、健康や福祉の増進を図ることを目的として、医療費の一部を助成しています。なお、現在受給資格を有している方については、6月に更新（継続）のご案内をしていますので、申請手続きをお願いします。

◆北海道医療給付事業◆

	重度心身障がい者医療給付事業	ひとり親家庭等医療給付事業	乳幼児等医療給付事業
受給対象者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1、2、3級の交付を受けた方（3級は内部障害のみ対象） 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方 重度知的障害者（児） 	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子等の母、父及び扶養されている児童（原則18歳以下） 	<ul style="list-style-type: none"> 0歳から6歳（小学校就学前まで） 小学生（外来は対象外）
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満児及び市町村民税非課税世帯…かかった医療費より、初診時一部負担金を差引いた額を助成 初診時一部負担金…医科580円、歯科510円、柔道整復270円 上記以外の世帯…かかった医療費の1割に相当する額を差し引いた額を助成。但し、月額上限あり。 月額上限 外来：14,000円（年間限度額144,000円）【個人】 入院+外来：57,600円（多数該当の場合44,400円）【世帯】 <p>※薬の容器代、文書料等保険診療外、入院時の食事にかかる自己負担分は、助成の対象外</p>		
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑、受給者本人の健康保険証 前年の所得が確認できる書類（当町で所得の確認ができる方は必要ありません） ※所得制限あり 身体障害者手帳等（重度心身障がい者医療給付事業対象者のみ） 		

◆秩父別町独自の事業◆

秩父別町乳幼児等医療費助成事業

受給対象者	<ul style="list-style-type: none"> 0歳～18歳（高校3年生）
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> 保険診療分の自己負担額全額を助成。但し、北海道医療給付事業対象者は残る自己負担額を助成。 ※薬の容器代、文書料等保険診療外、入院時の食事にかかる自己負担分は、助成の対象外
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 領収書（受診者名、総点数、領収印のあるもの） 印鑑、振込口座 高額療養費支給決定通知書（高額療養費が支給されてから申請する方のみ）

◇注意事項◇

- 自立支援医療、特定疾患等の公費負担制度や、高額療養費や学校等でのけがによる医療給付がある場合は、その残額を助成の対象とします。
- 高額療養費の支給対象となる場合、受領委任手続きをしていただくことで、手続きを簡略化することができますので、ご協力をお願いします。（対象者には別途お知らせします）

《お問い合わせ先》 住民課住民福祉グループ 電話 33-2111（内線45）

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 平成29年度の保険料のお支払いと 保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

■ 7月に保険料額をお知らせします ■

平成29年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

<div style="border: 2px solid #00a0e3; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="margin: 0;">均等割 【1人あたりの額】 49,809円</p> </div>	+	<div style="border: 2px solid #00a0e3; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="margin: 0;">所得割 【本人の所得に応じた額】 （平成28年中の所得-33万円） × 10.51%</p> </div>	=	<div style="border: 2px solid #00a0e3; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="margin: 0;">1年間の保険料 【限度額57万円】 （100円未満切り捨て）</p> </div>
--	---	---	---	---

- 1年間の保険料の上限額は57万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。



◆ 保険料の軽減

① 均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	→	軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 <small>（年金収入のみの場合、受給額80万円以下）</small>	→	9割軽減	【年額】 4,980円
33万円	→	8.5割軽減	【年額】 7,471円
33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)	→	5割軽減	【年額】 24,904円
33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数)	→	2割軽減	【年額】 39,847円

※平成29年度から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

② 所得割の軽減

- 被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

※平成29年度から、所得割の軽減割合が「5割」から「2割」に変更されました。

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が7割軽減となります。（49,809円→14,942円）

※平成29年度から、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減割合が「9割」から「7割」に変更されました。なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

■ 保険証（被保険者証）が新しくなります ■

現在ご使用の保険証の有効期限が平成29年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、黄色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成30年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場住民課住民福祉グループまでお申し出ください。

新しい保険証の色は **黄色** です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成30年 7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発給年月日	平成20年 4月 1日
発給期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成29年 7月 1日
一課負担金の割合	1割
被保険者番号並びに被保険者の名氏及び印	39011010 公印(朱)

■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります ■

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成29年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは橙色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認のうえ、役場住民課住民福祉グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象・・・次の区分Ⅰ又はⅡに該当する方

区分Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	・老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証の色は **橙色** です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成29年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発給年月日	平成29年 8月 1日
有効期限	平成30年 7月31日
適用区分	区分Ⅰ
長期入会 認定年月日	平成29年 8月 1日
保険 番号	印
被保険者番号並びに被保険者の名氏及び印	39011010 公印(朱)

新しい保険証等は、7月中に郵送（簡易書留）で交付します。

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合
住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

役場 住民課住民福祉グループ
電話 33-2111（内線44）